

岡山県海面漁業調整規則

昭和四十年六月八日
岡山県規則第四十五号

改正

昭和四十二年	二月一日	規則第一二二号	昭和六三年	一月二二日	規則第六五号
昭和四十二年	二月一日	規則第八四号	平成六年	九月三〇日	規則第五二号
昭和四十二年	五月一日	規則第二三三号	平成九年	九月五日	規則第六三三号
昭和四十二年	四月一日	規則第二四三号	平成十二年	三月三〇日	規則第四四三号
昭和四十二年	七月八日	規則第三五五号	平成十三年	三月三〇日	規則第三三三三号
昭和四十二年	一月二二日	規則第四四四号	平成十三年	九月二八日	規則第八一七号
昭和四十二年	五月二六日	規則第四四四号	平成十四年	三月二二日	規則第一七〇号
昭和四十二年	九月二八日	規則第四四四号	平成十五年	六月二〇日	規則第八〇号
昭和四十二年	一月二二日	規則第三四三号	平成一六年	〇月一五日	規則第九一〇号
昭和四十二年	二月二七日	規則第三四三号	平成一七年	〇月一五日	規則第九一〇号
昭和四十二年	九月二七日	規則第五一〇号	平成二十年	六月七日	規則第九六号
昭和四十二年	九月二七日	規則第五一〇号	平成二〇年	三月二五日	規則第二八号
昭和四十二年	六月二〇日	規則第三六六号	平成二一年	二月一八日	規則第七五号
昭和四十二年	六月二〇日	規則第三六六号	平成三一年	三月一日	規則第七二二号
昭和四十二年	六月二〇日	規則第三三二号			
昭和四十二年	六月二〇日	規則第三三二号			

岡山県海面漁業調整規則を次のように定める。

岡山県海面漁業調整規則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)、その他漁業に関する法令(以下「漁業に関する法令」という。)とあいまつて、

岡山県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この規則は、漁業法第八十四条第一項に規定する海面に適用する。

(県内に住所を有しない者の申請又は届出)

第三条 県内に住所を有しない者が、漁業法第六十六条第一項に規定する漁業(小型さけ・ます流し網漁業を除く。)のほか、第七号第一号から第八号まで、第十号及び第十四号から第十六号までに規定する漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする場合は、その者の住所の所在する都道府県知事の副申請書を添付しなければならない。

(代表者の届出)

第四条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、代表者選定(変更)届(様式第一号)によるものとする。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 漁業法第八条第六項の規定による認可の申請書 漁業権(入漁権)行使規則認可申請書(様式第二号)

二 漁業法第十条の規定による免許の申請書 漁業免許申請書(様式第三号)

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第六条 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一条第一項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表

の上欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表下欄に掲げるものとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地 方 名 称
手繰第一種漁業	いかすびき網漁業 ちぬこぎ網漁業
手繰第二種漁業	えびこぎ網漁業 いかこぎ漁業 べいかこぎ網漁業 あみこぎ網漁業 なまここぎ網漁業 自家用餌料びき網漁業 すすきこぎ網漁業
手繰第三種漁業	えびけた網漁業 貝けた網漁業 なまこけた網漁業 そろばんこぎ網漁業 戦車こぎ網漁業
その他の小型機船底びき網漁業	板びき網漁業

第二章 漁業の許可

(漁業の許可)

第七条 次の各号に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定により、当該漁業ごと及び船舶ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第四号、第五号又は第十八号に規定する漁業にあつては、漁業法第八条第一項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

- 一 小型まき網(総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「小型まき網漁業」という。)
- 二 機船船びき網(総トン数五トン未満の動力漁船を使用するものに限る。以下「機船船びき網漁業」という。)
- 三 ごち網(第三十七条第一号に掲げる漁業の方法を除く。以下「ごち網漁業」という。)
- 四 袋待網(以下「袋待網漁業」という。)
- 五 さし網(第十二号に掲げる漁業の方法を除く。以下「さし網漁業」という。)
- 六 つばなわ(以下「つばなわ漁業」という。)
- 七 かごなわ(以下「かごなわ漁業」という。)
- 八 はえなわ(たい、はも、あなご又はうなぎを目的とするものに限る。以下「はえなわ漁業」という。)
- 九 空つりなわ(以下「空つりなわ漁業」という。)
- 十 ひき釣(以下「ひき釣漁業」という。)
- 十一 えむし掛(以下「えむし掛漁業」という。)
- 十二 固定式さし網(以下「固定式さし網漁業」という。)
- 十三 地びき網(以下「地びき網漁業」という。)
- 十四 潜水器(簡易潜水器を使用するもの及びすもぐりによるものを含む。以下「潜水器漁業」という。)
- 十五 ほこ突(火光を利用するものに限る。以下「ほこ突漁業」という。)
- 十六 まきえ釣(以下「まきえ釣漁業」という。)
- 十七 しば漬(以下「しば漬漁業」という。)
- 十八 つば網(以下「つば網漁業」という。)

(許可の申請)

第八条 漁業法第六十六条第一項及び前条の規定による漁業の許可(以下「漁業の許可」という。)を受けようとする者は、当該漁業ごと及び船舶ごとに漁業許可(起業認可)申請書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

2 第二十五条の規定により定数が定められた漁業(以下「定数漁業」という。)に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第二十二条第一項、第二十七条及び第二十八条第一項の規定により許可の申請をする場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。

4 前項の公示に係る許可の申請をした者がその後死亡し、合併により解散し、又は分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は当該分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。

5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、第一項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に
関し必要と認める書類の提出を命ずることがある。

(許可の有効期間)

第九条 漁業の許可の有効期間は、三年とする。ただし、第二十七条又は第二十八条第一項の規定により許可した場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については同一の期日に満了するように定めるものとする。

3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において海区漁業調整委員会の意見をきいて、第一項の期間より短い期間を定めることがある。

(許可証の交付)

第十条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に漁業許可証(様式第五号)を交付する。

(許可証の携帯義務)

第十一条 漁業の許可を受けた者は、当該漁業に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換え申請その他の事由により、許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第十二条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可番号の表示)

第十三条 小型機船底びき網漁業及び瀬戸内海機船船びき網漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両げん側のおおむね中央部又は船橋の両側に許可番号(様式第六号)を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小型機船底びき網漁業及び瀬戸内海機船船びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(許可等の制限又は条件)

第十四条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可又は起業の認可を付するにあたり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付することができる。

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第十五条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容(漁業種類(当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。)、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。)に違反して当該漁業を営んではならない。

(許可の内容の変更の許可)

第十六条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、漁業の許可の内容を変更しようとするときは、漁業許可の内容(起業認可)変更許可申請書(様式第七号)を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第八条第六項の規定を準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第十七条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項(漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。)に変更を生じたときは、速やかに(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき、又は機関換装の終わったとき。)、漁業許可証書換え交付申請書(様式第八号)を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十八条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、漁業許可証再交付申請書(様式第九号)にその理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十九条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十六条の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。

二 第十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

三 第二十九条第二項の規定による届出があつたとき。

四 第三十二条第一項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付したとき。

(許可証の返納)

第二十条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、その許可証を漁業許可証返納届(様

式第十号)とともに、速やかに、知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によつて成立した法人若しくは清算人が前二項の手続をしなければならない。

(起業の認可)

第二十一条 漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、当該漁業ごと及び船舶ごとにあらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、当該漁業ごと及び船舶ごとに漁業許可(起業認可)申請書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

3 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の認可の申請に準用する。

第二十二条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて許可の申請をした場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、次条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。

2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期

間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。

(許可等をしない場合)

第二十三条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。

一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

三 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合

2 知事は、前項第一号又は第二号の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第一項第三号の規定により許可又は認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

(許可等についての適格性)

第二十四条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

二 どんな名目によるものであつても、前号に規定する適格性を有しない者によつて、実質上当該漁業の経営を支配されるおそれがあると認められる者であること。

(許可等の定数)

第二十五条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第七条各号に規定する漁業につき及び漁業法第六十六条第一項に掲げる漁業のうち同条第三項の規定により知事が許可をすることができ船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることがある。

2 知事は、前項の定数を定める場合には、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

3 漁業法第六十六条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は、第一項の規定によつて知事の定めた定数とみなす。

4 知事は、第一項の定数(前項の規定により知事が定めたものとみなされる定数を除く。)を定めたときは、これを公示する。

5 第二項及び前項の規定は、第一項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

(許可等の基準)

第二十六条 定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請が定数を超える場合には、知事は、少なくとも次に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をするものとする。

一 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため、当該漁業への転換を図ること。

二 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る

こと。

2 知事は、定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとするば当該漁業の定数を超えることとなる場合において、その申請のうち現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該漁業の許可の有効期間の満了日が第八条第三項(第二十一条第三項)において準用する場合を含む。)の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあっては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者(が当該漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており又は受けていた者)にあつては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため改めてした申請(当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつて総トン数及び馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数を超えないもの)についてした申請に限る。)があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をするものとする。

3 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をすれば定数を超えることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をするものとする。

一 当該漁業の操業状況

二 各申請者が当該漁業に依存する程度

三 前項の規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数

4 知事は、第一項又は前項の基準を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

(許可等の特例)

第二十七条 知事は、定数漁業に係る申請が、次の各号のいずれかに該当する場合において、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第二十三条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

一 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

二 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

第二十八条 知事は、定数漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次の各号のいずれかに該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第二十三条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

一 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化

を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これらに準ずる場合

二 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。

三 その許可又は起業の認可を申請した者が、水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて別に定めて公示するものを営み、若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合

四 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合

2 知事は、前項第二号若しくは第三号の規定に基づき別に定め、又はこれを変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第二十九条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その旨を証する書面を添えて、承継の日から二箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の取消し)

第三十条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第二十四条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、その許可又は起業の認可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

第三十一条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から六箇月間又は引き続き一年間休業したときは、その許可を取り消すことがある。

2 漁業の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、次条第一項若しくは第四十八条の規定による処分又は漁業法第六十七条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、同法第六十八条第一項の規定による指示若しくは同条第四項において読み替えて準用する同法第六十七条第十一項の規定による命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

4 漁業の許可を受けた者が一漁期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ休業届(様式第十一号)を知事に提出しなければならない。

5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、就業届(様式第十二号)を知事に提出しなければならない。

(漁業調整等のための許可等の変更、取消し又は操業停止等)

第三十二条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可若しくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限又は条件を付し、取り消し、又は操業を停止させることがある。

2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の全部の許可について行なうことがある。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第一項及び第二項の場合には、第三十条第二項の規定を準用する。
(許可等の失効)

第三十三条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第二十九条第一項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。

2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。

3 漁業の許可又は起業の認可で、次の各号のいずれかに該当するものは、その効力を失う。

一 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し

たとき。

二 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他の船舶を使用する権利を失つたとき。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第三十四条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命じることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の適用を受ける者については、適用しない。

(保護水面における採捕の制限)

第三十四条の二 水産資源保護法第十五条第一項の規定によって指定された次に掲げる区域においては、水産動植物を採捕してはならない。ただし、水産資源保護法第十七条の規定により知事が定めた管理計画の範囲内において知事が許可した場合は、この限りでない。

一 次のイ、ホ、へ、ト、ロの五点を順次結んだ四直線及びひと
二の二点を結んだ直線と最大高潮時海岸線により囲まれた保護

水面の区域

イ 瀬戸内市牛窓町牛窓五四六七番に知事が建設した標柱の位置

ロ 瀬戸内市牛窓町鹿忍六四二二番三蓬崎突端に知事が建設した標柱の位置

ハ 瀬戸内市牛窓町鹿忍六一八〇番二に知事が建設した標柱の位置

ニ 瀬戸内市牛窓町鹿忍一三四番二に知事が建設した標柱の位置

ホ 点イから真方位九十度三百メートルの点

へ 点イから真方位百二十九度四百七十メートルの点

ト 点ロから真方位百三十三度六十メートルの点

二 次のイ、ロの二点を結んだ直線及びハ、ホ、ニの三点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた保護水面の区域

イ 笠岡市高島字上浦四五一〇番バベの木鼻突端に知事が建設した標柱の位置

ロ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島東端に知事が建設した標柱の位置

ハ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島西端に知事が建設した標柱の位置

ニ 笠岡市高島字与太郎五三四一番二与太郎鼻突端に知事が建設した標柱の位置

ホ 二から真方位百六十八度三百七十七メートルの点

三 次のイ、ニ、ハ、ロの四点を順次結んだ三直線と最大高潮時

海岸線とよつて囲まれた保護水面の区域

イ 玉野市番田字鍋脇二九七二番地先に知事が建設した標柱の位置

ロ 玉野市番田字鍋脇二九三七番地先に知事が建設した標柱の位置

ハ ロから真方位九十八度四百五十メートルの点

ニ イから真方位百三度四百三十メートルの点

(禁止期間)

第三十五条 次の表の上欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合又はながれもを採取する場合は、この限りでない。

名称	禁止期間
あ ゆ	一月一日から 五月三十一日まで
ぼ ら の 当 歳 魚	三月一日から 六月三十日まで
す ず き の 当 歳 魚	三月一日から 六月三十日まで
め な だ の 当 歳 魚	三月一日から 六月三十日まで
こ の し ろ の 当 歳 魚	七月一日から 七月三十一日まで
な ま こ	四月一日から 十月三十一日まで
た い ら ぎ	六月一日から 十月三十一日まで
わ か め	十月一日から 二月十五日まで

あじも(地方名称 も)

ほんだわら(地方名称 がらも)

み くる く い

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(体長等の制限)

第三十六条 次の表の上欄に掲げる水産動植物で、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りではない。

名称	大きさ
は ま ぐ り	殻長 三センチメートル以下
う な ぎ	全長 二十センチメートル以下
あ な ご	全長 十五センチメートル以下
め ば る	体長 七センチメートル以下
く る ま え び	全長 五センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
(漁業の禁止)

第三十七条 次の各号に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定により、営んではならない。

- 一 二そうごち網
- 二 ばた網

(漁具漁法の制限及び禁止)

第三十八条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 ゴム又はばね等により発射するもり又はやす(鉄砲やす及び水鉄砲を含む。)
- 二 長さ五メートルを超えるビーム(自家用餌料びき網漁業に使用する場合に限る。)
- 三 長径十一センチメートル以上のポビンを装置したグランドロープ(小型機船底びき網漁業に使用する場合に限る。)
- 四 水中に電流を通じてする漁法
- 五 火光を利用してする手釣及び竿釣
- 六 めばるこぎ網

(禁止漁具の積載禁止)

第三十九条 小型機船底びき網漁業に使用する目的をもつて前条第三号に規定する長径十一センチメートル以上のポビンを装置したグランドロープを船舶に積載してはならない。

(禁止区域)

第四十条 小型機船底びき網漁業(あみこぎ網漁業、いかこぎ網漁業、べいかこぎ網漁業、なまここぎ網漁業、自家用餌料びき網漁業、貝けた網漁業及びなまこけた網漁業を除く。)は、次に掲げ

る区域内においては、操業してはならない。

一 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カの十四点を順次結んだ十三線と陸岸とによつて囲まれた海域のうち岡山県海面

イ 岡山県と兵庫県との最大高潮時海岸線における境界点

ロ 兵庫県赤穂市福浦綱崎

ハ ロと備前市日生町地先取揚島頂上とを結んだ直線の延長線と兵庫県たつの市御津町地先地の唐荷島頂上と備前市日生町地先大多府島南端とを結んだ直線との交差点

ニ 備前市日生町地先鹿久居島東端

ホ 備前市日生町地先鹿久居島タタリ鼻

へ 備前市日生町地先鴻島岳ケ鼻

ト 瀬戸内市邑久町地先長島楯崎

チ 瀬戸内市邑久町地先長島西南端

リ 瀬戸内市牛窓町鯨網崎

ヌ 瀬戸内市牛窓町蕪崎

ル 瀬戸内市牛窓町地先前島網代崎

ヲ 瀬戸内市牛窓町地先前島西南端

ワ 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ケ鼻

カ 岡山市東区宝伝高山鼻

二 次のイ、ロ、ハの三点を順次結んだ二直線と陸岸とによつて囲まれた海域

イ 岡山市東区久々井大浦鼻

ロ イから岡山市南区小串宝録山山頂見通し線とハから岡山市南区小串米崎見通し線との交差点

ハ 岡山市東区正儀立石鼻

三 次のイ、ロ、ハ、ニの四点を順次結んだ三直線と陸岸とによつて囲まれた海域

イ 岡山市南区小串米崎

ロ 玉野市番田鉾島

ハ 玉野市番田大入崎

ニ 玉野市胸上地先坊主島南端

四 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への六点を順次結んだ五直線と陸岸とによつて囲まれた海域

イ 玉野市胸上竜の口

ロ 玉野市山田ゴウトウ南波止場突端

ハ 玉野市沼黒山鼻

ニ 玉野市沼出崎東南端

ホ 玉野市沼出崎地先小蛭島頂上

ヘ 玉野市沼出崎西南端

五 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの五点を順次結んだ四直線と陸岸とによつて囲まれた海域のうち岡山県海域

イ 玉野市沼出崎西南端

ロ イと玉野市十禅寺山山頂とを結んだ直線と同市築港長崎鼻と同市後閑大上ヶ辻山山頂とを結んだ直線との交差点

ハ ロと香川県香川郡直島町局島北端とを結んだ直線と直島町重石ノ鼻と直島町京の上藤島東端とを結んだ直線の延長線との交差点

ニ 香川県香川郡直島町重石ノ鼻と同町京の上藤島東端とを結んだ直線と同町局島西端と玉野市築港長崎鼻とを結んだ直線

との交差点

ホ 玉野市築港長崎鼻

六 次のイ、ロ、ハ、ニの四点を順次結んだ三線と陸岸とによつて囲まれた海域のうち岡山県海域

イ 玉野市築港高辺崎

ロ 香川県香川郡直島町葛島北端

ハ 香川県香川郡直島町葛島西端

ニ 玉野市玉蛸崎

七 玉野市日比松ヶ鼻と同貝掛鼻とを結んだ直線と陸岸とによつて囲まれた海域

八 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの五点を順次結んだ四直線と陸岸とによつて囲まれた海域

イ 倉敷市大畠久須美鼻

ロ イと倉敷市児島下の町川口東角とを結んだ直線と倉敷市豎場島南端から倉敷市大畠鷺羽山山頂見通し線との交差点

ハ 倉敷市豎場島南端

ニ 倉敷市大畠神道山山頂と倉敷市豎場島南端とを結んだ直線の延長線と倉敷市児島唐琴鶴石鼻から玉野市大槌島頂上見通し線との交差点

ホ 倉敷市児島唐琴鶴石鼻

九 次のイ、ロ、ハの三点を順次結んだ二直線と陸岸とによつて囲まれた海域

イ 倉敷市釜島東北端

ロ イと香川県坂出市乃生岬三角点とを結んだ直線と倉敷市釜島南端と倉敷市と玉野市との最大高潮時海岸線における境界

- 点とを結んだ直線との交差点
- ハ 倉敷市釜島南端
- 十 次のイ、ロ、ハ、ニの四点を順次結んだ三線と陸岸とによつて囲まれた海域のうち岡山県海域
- イ 倉敷市大島久須美鼻
- ロ 香川県坂出市櫃石島東北端
- ハ 香川県坂出市櫃石島西端
- ニ 倉敷市下津井灯籠崎
- 十一 倉敷市玉島乙島高梁川導流堤突端と倉敷市呼松鴨ヶ辻山見通し線と高梁川東側護岸の交差点以北の海域
- 十二 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チの八点を順次結んだ七線と陸岸とによつて囲まれた海域
- イ 倉敷市玉島乙島高梁川導流堤突端
- ロ 倉敷市玉島港八幡防波堤突端
- ハ 浅口市寄島町地先寄島東南端
- ニ 浅口市寄島町地先寄島西南端
- ホ 笠岡市神島外浦鹿落鼻
- へ 笠岡市神島楠崎
- ト へから広島県福山市箕島町箕島頂上見通し線と岡山県と広島県との最大高潮時海岸線における境界点と広島県福山市地先走島唐船とを結んだ直線との交差点
- チ 岡山県と広島県との最大高潮時海岸線における境界点
- 十三 次の諸島の周辺最大高潮時海岸線から五百メートルの距離の線によつて囲まれた海域
- 備前市日生町地先 鶴島 頭島 大多府島

瀬戸内市牛窓町地先 黄島 青島 黒島
岡山市東区宝伝地先 犬島 沖鼓島 犬の島 沖竹ノ子島
地竹ノ子島

笠岡市地先 神島 高島 差出島 白石島 北木島
真鍋島 六島 大飛島 小飛島 大島

第四十一条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により、それぞれ同表の下欄に掲げる区域内において、水産動物を採捕してはならない。

漁具漁法	禁止区域
火光を利用する たも網	倉敷市玉島黒崎番所の鼻と高梁川導流堤南端とを結んだ線及びその延長線以北の海面(高梁川潮止めえん堤下流の区域)
火光を利用する ほこ突	イ 倉敷市玉島黒崎番所の鼻と高梁川導流堤南端とを結んだ線及びその延長線以北の海面(高梁川潮止めえん堤下流の区域) ロ 岡山市東区正儀立石鼻と岡山市南区小串米崎東端とを結んだ線以北の児島湾海面

(河口附近における採捕の制限)

第四十二条 倉敷市玉島上成地先潮止えん堤から下流五百メートルまでの区域内においては、三月一日から五月三十一日までの期間は水産動物を、十月一日から十月三十一日までの期間はあゆを採捕してはならない。

第四十三条 削除
(漁船の総トン数及び馬力数の制限)

第四十四条 ごち網漁業又はえむし掛漁業には、総トン数五トン以

上の漁船を使用してはならない。

2 機船船びき網漁業、ごち網漁業又はえむし掛漁業には、馬力数四十八キロワットを超える漁船を使用してはならない。

3 小型機船船びき網漁業には、岡山市東区正儀立石鼻から岡山市南区小串米崎見通し線以北の児島湾においては、馬力数五キロワットを超える漁船を使用してはならない。

(漁場内の岩礁破砕等の許可)

第四十五条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、岩礁破砕等許可申請書(様式第十三号)に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により許可をするにあたり、制限又は条件を付することがある。

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第四十六条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために漁業に従事する場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

一 歩行徒手採捕

二 投網(船舶を使用しないものに限る。)

三 たも網(船舶を使用しないものに限る。)

四 手釣及び竿釣(船舶を使用するまきえ釣を除く。)

五 せん(口径十五センチメートル、長さ九十センチメートル未

満のものに限る。)

六 やす及びは具

(試験研究等の適用除外)

第四十七条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。以下本条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、特別採捕許可申請書(様式第十四号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の許可をしたときは、特別採捕許可証(様式第十五号)を交付する。

4 知事は、第一項の許可をするにあたり、制限又は条件を付することがある。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行なつてはならない。

7 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

8 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

9 第十一条の規定は、第一項又は第七項の規定により許可を受けた者について準用する。

(許可船舶に対する停泊命令及び検査)

第四十八条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。漁業法第三百三十四条第一項の規定による検査を行なわせるときも、同様とする。

2 前項前段の規定による停泊期間は、四十日間を超えないものとする。

3 知事は、第一項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。

4 第一項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第一項後段の規定による停泊期間は、十日間を超えないものとする。

(船長等の乗組み禁止命令)

第四十九条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。

2 前項の場合には、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

(無許可船に対する停泊命令)

第五十条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

2 前項の規定による停泊期間は、四十日間を超えないものとする。

3 第一項の場合には、第四十八条第三項及び第四項の規定を準用する。

(無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第五十一条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対して、期間を指定し、もつぱら当該漁業の用に供されるものと認める漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることがある。

(停船命令)

第五十二条 漁業監督吏員は、漁業法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し停船を命ずることがある。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は

表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一 様式第十六号による信号旗Lを掲げる。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

三 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項の場合において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第五十三条 漁業法第七十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なくその命ぜられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第五十四条 前条の標識の記載事項に変更を生じたとき、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又は当該標識を亡失し、若しくは損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第五十五条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては漁具標識(様式第十七号)を当該漁具の見やすい場所に水面上一・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当

該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(流し網漁業の漁具の標識)

第五十六条 流し網漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者は、その操業中、網の両端及び中央に、水面上一・五メートル以上の高さのボンデンをつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

第五十七条 削除

第四章 罰則

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

一 第十五条、第三十四条第一項、第三十四条の二から第三十六条まで、第三十八条から第四十二条まで、第四十四条、第四十五条第一項又は第四十七条第六項の規定に違反した者

二 第十四条、第三十二条第一項、第四十五条第三項又は第四十七条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により付せられた制限又は条件に違反した者

三 第三十二条第一項の規定による操業の停止の命令に違反した者

四 第三十四条第二項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、

第五十条第一項又は第五十一条の規定による命令に違反した者
2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第五十九条 第十一条第一項(第四十七条第九項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項若しくは第二項又は第四十六条の規定に違反した者は、科料に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第六十一条 第十一条第三項(第四十七条第九項において準用する場合を含む。)、第十二条、第十七条、第十八条、第二十条第一項若しくは第二項、第二十九条第二項、第三十一条第四項若しくは第五項又は第四十七条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 岡山県漁業調整規則(昭和二十六年岡山県規則第九十六号)及び岡山県小型機船底びき網漁業調整規則(昭和二十七年岡山県規則

第十七号)(以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過規定)

3 旧規則の規定に基づいてした許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続であつて、この規則の規定に基づいてすることができないもの限り、この規則の相当規定に基づいてしたものとみなす。

4 前項の規定により、この規則の規定によりしたものとみなされる許可の有効期間については、従前の残存期間とする。

5 この規則の施行前に旧規則により交付した許可証は、この規則の規定により、交付したものとみなす。

6 この規則の施行により新たに知事の許可を要することとなつた漁業については、この規則施行の際現に当該漁業を営んでいる者は、この規則の規定にかかわらず、昭和四十年八月一日までは知事の許可を受けないで当該漁業を営むことができる。

7 この規則施行の際、現に旧規則による許可を受けている船舶についてしている許可番号の表示は、昭和四十年七月一日まではなお従前の例による。

8 この規則の施行により新たに許可番号の表示を要することとなつた漁業についてこの規則は第十三条の規定を、昭和四十年七月一日までは適用しない。

9 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和四二年規則第一二二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年規則第八四号)

この規則は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和四三年規則第二三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年規則第八四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年規則第二号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十一年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年規則第五一号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年規則第三六号）

この規則は、昭和五十七年七月十五日から施行する。

附 則（昭和五八年規則第三二二号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十八年六月三十日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年規則第三三三号）

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第六五号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十三年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成六年規則第五二二号）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第六十一

条の改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則(平成九年規則第六三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第四四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にした申請又は届出に係るこの規則による改正前の岡山県海面漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第三条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧規則第十一条第二項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しは、この規則による改正後の岡山県海面漁業調整規則第十一条第二項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。

附 則(平成一三年規則第三三号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第八一号)

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第一七号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年農林水産省

令第五十三号)附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船は、この規則による改正後の第四十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にした行為及びこの規則の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一五年規則第八〇号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一六年規則第九一号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の岡山県海面漁業調整規則(以下「改正前の規則」という。)第七条の規定による許可(同条第十六号から第二十一号までに規定する漁業に係るものに限る。)又は改正前の規則第二十一条第一項の規定による起業の認可を受けている者は、当該許可に係る許可証又は当該起業の認可を通知する書面に記載された船舶について、改正後の岡

山県海面漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第七条又は第二十一条第一項の規定による漁業ごと及び船舶ごとの許可又は起業の認可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により改正後の規則第七条の許可とみなされる許可の有効期間又は改正後の規則第二十一条第一項の起業の認可とみなされる認可に係る改正後の規則第二十二條第二項の知事が指定した期間は、従前の許可又は起業の認可の残存期間とする。

4 この規則の施行の日前に附則第二項の規定により漁業ごと及び船舶ごとの許可を受けたとみなされる者による改正前の規則第十条の規定に基づいてされた許可証の書替え交付申請で、この規則の施行の際、現にこれに対する処分がされていないものに係る許可については、当該処分がされるまでの間は、なお従前の例による。

5 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年規則第九六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年規則第二八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の岡山県海面漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第七条の規定による許可（同条第五号、第十四号及び第二十一号に規定する漁業に係るものを除く。）又は改正前の規則第二十一条第一項の規定に

よる起業の認可（改正前の規則第七条第五号、第十四号及び第二十一号に規定する漁業に係るものを除く。）を受けている者は、この規則による改正後の岡山県海面漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第七条の規定による許可又は改正後の規則第二十一条第一項の規定による起業の認可を受けたものとみなす。

3 この規則の施行の日前に改正前の規則第七条の規定によりした許可の申請は、改正後の規則第七条の規定によりした許可の申請とみなす。

4 附則第二項の規定により改正後の規則第七条の規定による許可とみなされる許可の有効期間又は改正後の規則第二十一条第一項の規定による起業の認可とみなされる認可に係る改正後の規則第二十二條第二項の知事が指定した期間は、従前の許可又は起業の認可の残存期間とする。

5 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年規則第七五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三二年規則第二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。